

平成29年入学生レジデンス入居者募集について

本学園に入学される遠隔地の方に対応するため、学生レジデンスを確保いたしました。
つきましては、下記の内容および別紙を参照していただき、入居希望者は「学生レジデンス入居申込書」に必要事項を記入のうえ申込みをしていただきたいと思います。

学生レジデンスについて

1 入居対象者

- (1) 平成29年度の平成医療短期大学の入学試験に合格し、入学を確約できる者
- (2) 本学の規定により通学が困難と思われる地区に居住の者
- (3) 学生レジデンスに入居後、原則として卒業までは転居しないと確約できる者
- (4) 入居の際は、入居契約を締結し、遵守することを確約できる者

2 入居者の募集および決定

1の入居対象者のうち入居を希望する者が空室より多い場合は、次の期限までの応募者の中から抽選により決定します。

- ・応募期限 12月16日(金)

<応募書類提出先> 〒501-1131 岐阜市黒野182番地 058-234-1199
学校法人誠広学園 学生レジデンス担当

3 入居契約事項(抜粋)

入居者は、次の事項等を規定した入居契約を締結することとなります。

- (1) 賃借料、光熱水費、火災保険料等を遅滞なく納入する。
- (2) 入居する権利を他の学生等に譲ることはできない。
- (3) 入居者は、転貸及び他人を入居させない。
- (4) 賃借施設、備品等を故意又は重大な過失で破損した者は、弁償する。
- (5) 学校法人との入居契約期間(年度契約で修学年限)は、原則として転居しない。
- (6) 退居する場合は、室、設置備品の清掃を行い、持ち込み家財等は撤去する。
- (7) 入居者は、室内、設置備品の汚損、破損(経年劣化、自然損耗を除く)について、修理費を負担する。
- (8) 入居者は、別に定める善管注意義務、禁止事項、事前承認事項、遵守事項及び通知・届出事項を遵守しなければならない。
- (9) 入居にあたって連帯保証人を設定する。
- (10) その他入居契約事項を遵守する。

学校法人 誠広学園
平成医療短期大学